

令和2年度第1回富津市男女共同参画審議会 会議録（要旨）

1 会議の名称	令和2年度第1回富津市男女共同参画審議会
2 開催日時	令和3年3月12日（金） 午前10時00分～午前10時35分
3 開催場所	富津市役所5階 502・503会議室
4 審議等事項	1 会長及び副会長の選出について 2 （仮称）富津市男女共同参画計画の策定方針について
5 出席者名	富津市男女共同参画審議会委員（7名） 浅倉 明美、有賀 義照、石井 文章、小熊 恵子、川口 泰明、 斎藤 貴子、森田 葉子  事務局（6名） 市長 高橋 恭市、総務部参与 前田 雅章、 企画課長 阿部 淳一郎、企画係長 田内 友臣、 主任主事 野尻 剛史、主任主事 田澤 佳美
6 公開又は非公開の別	公開 ・ 一部公開 ・ 非公開
7 非公開の理由	富津市情報公開条例第23条第 号に該当 (理由)
8 傍聴人数	1人（定員5人）
9 所管課	総務部企画課企画係 電話 0439-80-1223
10 会議録（発言の内容）	別紙のとおり

上記会議の経過を記載し、事実と相違ないことを証するためにここに署名する。

令和 年 月 日

富津市男女共同参画審議会 会議録署名人

会議録署名人

令和2年度第1回富津市男女共同参画審議会 会議録（要旨）

発言者	発言内容
	<p>1 開会</p> <p>2 委嘱状交付</p> <p>3 市長あいさつ</p> <p>4 委員及び事務局職員の紹介</p> <p>(市長退席)</p> <p>5 議題</p> <p>(1) 会長及び副会長の選出について</p> <p>それでは、議題に入ります。</p> <p>本来であれば議事進行については、富津市男女共同参画のまちづくり条例施行規則第11条第1項により、会長が議長となりますが、第1回目の会議ということで、現在、会長及び副会長が空席となっております。そのため、会長が選出されるまでの間、前田総務部参与が仮議長を務めさせていただきますので、ご了承くださいませようお願いいたします。</p> <p>会長が選出されるまでの間、私が仮議長を務めさせていただきますので、よろしくお願いいたします。</p> <p>それでは、議題(1)「会長及び副会長の選出について」を議題といたします。事務局の説明を求めます。</p> <p>会長及び副会長の選出について、ご説明いたします。</p> <p>富津市男女共同参画のまちづくり条例施行規則第10条第1項に「審議会に会長及び副会長を置き、委員の互選によりこれを定める。」と規定されています。</p> <p>なお、互選の方法については、条例及び施行規則に規定はありませんが、先例では指名して推選による方法があります。</p> <p>ただいま、事務局から説明がありましたが、互選の方法につきましては、指名推選としてよろしいでしょうか。</p>
事務局 (田内係長)	
仮議長 (前田参与)	
事務局 (阿部課長)	
仮議長 (前田参与)	
各委員	(異議なしの声)

仮議長 (前田参与)	<p>ご異議がないようでございますので、会長及び副会長の選出方法は、指名推選といたします。</p> <p>はじめに、会長の選出を行います。どなたか、会長の推選をお願いいたします。</p>
森田委員	<p>私は浅倉委員を推選いたします。教頭先生を務められているということで、広い視野と豊かな教養をお持ちで、男女共同参画の観点からも、子どもたちへの教育を通じて、日常的に男女平等の意識を持って職務にあたられていると思うので、この審議会の会長として適任と考えます。</p>
仮議長 (前田参与)	<p>ただいま、森田委員から、浅倉委員を会長にとの推選がありましたが、他に推選される方はいらっしゃいませんか。他に推選される方もいないようですので、浅倉委員に会長をお願いしてよろしいでしょうか。</p>
各委員	(異議なしの声)
仮議長 (前田参与)	<p>ご異議がないようでございますので、浅倉委員に本審議会の会長をお願いいたします。会長が決定いたしましたので、以上で、仮議長の職を解かせていただきます。ご協力ありがとうございました。</p>
事務局 (田内係長)	<p>それでは、浅倉委員、会長席にお移りいただきまして、ご挨拶をいただきたいと思っておりますので、よろしくをお願いいたします。</p>
浅倉会長	(浅倉会長挨拶)
事務局 (田内係長)	<p>ありがとうございました。</p> <p>それでは、ここからの議事進行は、浅倉会長をお願いいたします。</p>
浅倉会長	<p>それでは、引き続き議事を進めさせていただきます。副会長の選出をお願いしたいと思います。どなたか、副会長の推選をお願いいたします。</p>
有賀委員	<p>人権擁護委員として活動されている川口委員を推選いたします。日頃から地域の皆さんの相談に応じ、識見が高く、地域の実情にも通じていらっしゃると思うので、適任だと考えます。</p>
浅倉会長	<p>ただいま、有賀委員から、川口委員を副会長にとの推選がありましたが、他に推選される方はいらっしゃいませんか。他に推選される方もいないようですので、川口委員に副会長をお願いしてよろしいでしょうか。</p>

各委員	(異議なしの声)
浅倉会長	ご異議がないようでございますので、川口委員に本審議会の副会長をお願いしたいと存じます。それでは、川口委員、副会長席にお移りいただきまして、ご挨拶をいただきたいと思いますので、よろしく願いいたします。
川口副会長	(川口副会長挨拶)
浅倉会長	ありがとうございました。 続きまして、議題(2)に入ります前に、会議録の確定方法について事務局の説明を求めます。
事務局 (阿部課長)	会議録の確定方法についてご説明いたします。 富津市情報公開条例施行規則では、会議録の確定方法として、会議における議決、委員全員による個別の承認、あらかじめ指名された委員等による承認、その他審議会等が定める方法、以上の4つの方法により確定を行うこととされています。3番目に申し上げました「あらかじめ指名された委員等による承認」が一般的に行われておりまして、本審議会におきましても、この方法を採用し、会長が指名した2名の委員の方へ事務局作成の会議録案をお持ちし、ご確認のうえ、ご署名をいただきまして会議録を確定させたいと考えております。 つきましては、本審議会における会議録の確定方法について、ご協議いただきたいと思います。
浅倉会長	事務局からの説明にありましたが、会議録の確定方法につきましては、事務局案を採用し、署名人の推選は私の方に一任させていただいて、私のご指名する方をお願いすることでご承認いただけますか。
各委員	(異議なしの声)
浅倉会長	ありがとうございます。それでは今回は、有賀委員と石井委員をお願いしたいと思います。よろしく願いいたします。
浅倉会長	(2) (仮称) 富津市男女共同参画計画の策定方針について 続きまして、議題(2)「(仮称) 富津市男女共同参画計画の策定方針

について」を議題といたします。事務局の説明を求めます。

事務局  
(阿部課長)

議題の(2)「(仮称)富津市男女共同参画計画の策定方針について」ご説明申し上げます前に、本日が初めての会議となりますので、はじめに富津市男女共同参画審議会の設置趣旨についてご説明させていただきます。

恐れ入りますが、資料1の1ページをご覧ください。

富津市男女共同参画審議会は、平成21年に制定した「富津市男女共同参画のまちづくり条例」に基づき設置されております。

この条例は、第1条にありますように、市における男女共同参画のまちづくりの実現を目指し、基本理念及び男女共同参画の推進に関する施策の基本となる事項を定めるとともに、市、市民及び事業者の責務を明らかにすることにより、男女共同参画を総合的かつ計画的に推進することを目的として、平成21年4月に施行されています。

続きまして、4ページをご覧ください。

第16条第1項で、男女共同参画のまちづくりを総合的かつ計画的に推進するため、富津市男女共同参画審議会を置くことと規定されているところでございます。

第2項では、審議会の所掌事項を規定しています。

1点目として、男女共同参画に関する基本計画の策定及び推進に関すること。

2点目として、男女共同参画のまちづくりに関する重要事項に関すること。

3点目として、第15条に規定する男女共同参画に関する意見、苦情等の申出に関すること、でございます。

苦情の申出に関する流れにつきましては、資料3の1ページをご覧ください。「1 処理の流れ」の図をご覧くださいながら、ご説明させていただきます。

男女共同参画を推進する施策または男女共同参画に影響を及ぼすと認められる施策について、市民または事業者から、意見、苦情等の申出があった場合、まず私ども企画課が意見を受けまして、その意見等の内容に関する担当課に企画課から説明の要求をいたします。そして、担当課からその説明を受けた上で、その内容を審議会に諮らせていただきまして、審議会でもいただいた意見を申出人に対して通知をするという流れになっております。

戻りまして、資料1の4ページをご覧ください。

第16条第4項において、委員の数は10人以内で構成し、男女いずれか一方の人数が10分の4未満とならないよう配慮することを規定して

おります。本日、委嘱申し上げました委員の皆様の構成は、男性4名、女性4名となっております。

第5項においては、委員は男女共同参画に識見を有する者及び公募に応じた市民のうちから市長が委嘱することとしております。男女共同参画に識見を有する方につきましては、各種団体等から8名の方をご推薦いただきました。また、公募につきましては、昨年11月に広報紙やホームページ、フェイスブックへの掲載及び公共施設等でチラシの配布等を行い募集した結果、応募がなかったことから、公募枠は欠員とし、計8名となっております。

委員の任期につきましては、第6項において、2年と規定されておりますので、令和3年3月1日から令和5年2月28日までとなります。

続きまして、審議会の運営につきましてご説明いたします。

資料2「富津市男女共同参画のまちづくり条例施行規則」の3ページをご覧ください。

第10条において、会長及び副会長を置き、委員の互選によりこれを定めるとしております。

第11条では、審議会の会議は、会長が招集し、その議長となること、第12条では、調査審議に必要があると認めるときは、関係者の出席を求めて説明等を求めることができること、第13条では、必要に応じ審議会に部会を置くことができることを、それぞれ規定しております。

なお、次回の審議会は来年2月を予定しておりますが、先程申し上げました、市民からの苦情等の申出があり、審議会の意見を聴く必要が生じた場合には、改めてご参集いただくこととなりますのでご了承いただきたいと存じます。

次に、「(仮称)富津市男女共同参画計画の策定方針について」ご説明いたします。

はじめに、市の男女共同参画計画に係るこれまでの経緯について、ご説明申し上げます。

市では、平成11年に「男女共同参画社会基本法」が制定されたことを受け、平成12年度に策定した市の最上位計画で将来都市像と政策の基本方向を定め、基本構想及びこれに基づく第1次基本計画に男女共同参画社会の推進を位置付け、男女共同参画への取組を始めました。

その後、当該取組を総合的かつ計画的に推進するため、平成17年度に「富津市男女共同参画推進本部」を設置し、計画期間を翌18年度から27年度までの10年間とする「富津市男女共同参画計画」を策定しました。それが、配付させていただいた資料5でございます。

また、平成21年には、市として男女共同参画のまちづくりに取り組むことを明確化するため「富津市男女共同参画のまちづくり条例」を制定

しました。

現在の状況についてですが、当該計画は、平成 27 年度で計画期間が終了しているところですが、これまで、平成 28 年度以降の計画策定に着手できなかったことから、計画がない状況にあります。

今回、期間は空いてしまいましたが、「富津市男女共同参画のまちづくり条例」の規定に基づき、男女共同参画計画を策定するに当たり、策定方針を決定しましたので、ご説明申し上げます。

それでは、資料 4 の 1 ページをご覧ください。

まず、1 の「策定趣旨」ですが、富津市男女共同参画のまちづくり条例第 9 条の規定に基づきまして、男女共同参画のまちづくりを総合的かつ計画的に推進するため、(仮称) 富津市男女共同参画計画を策定するものであります。

次に、2 の「計画の位置付け」ですが、男女共同参画社会基本法第 14 条第 3 項の規定に基づく市町村男女共同参画計画、女性の職業生活における活躍の推進に関する法律第 6 条第 2 項の規定に基づく市町村推進計画、富津市男女共同参画のまちづくり条例第 9 条の規定に基づく基本計画として位置付けることといたします。

次に、3 の「計画期間」ですが、令和 5 年度から令和 9 年度までの 5 か年といたします。

次に、4 の「策定にあたっての基本的な考え方」ですが、

- ・市における男女共同参画のまちづくりの実現に取り組むための指針を示す。
- ・市民アンケート調査等により、本市の現状と課題を明らかにし、課題解決に向けた実効性のある施策等を定める。
- ・国及び県の計画を勘案し、策定する。

ものといたします。

次に、5 の「策定体制」ですが、男女共同参画のまちづくりを総合的かつ計画的に推進していくため、市民、事業者、関係団体等の方々に参加していただきまして、市における男女共同参画のまちづくりの実現に向けた意見等を反映させながら策定していきます。

庁外組織としましては、富津市男女共同参画審議会において、計画策定に係る意見聴取、審議等を行います。庁内におきましては、本計画に関わる施策は関連する分野が多岐に渡ることから、必要に応じて担当課長会議を開催するとともに、計画の策定及び運用に関する全庁的な推進体制を確立するため、庁議を意思決定機関とします。これら庁外組織と庁内組織の連携を図りながら、計画を策定していきます。

2 ページをご覧ください。

最後に 6 の「策定スケジュール」ですが、本年度におきましては、本

日の審議会で策定方針を説明させていただきましたので、これから市民アンケートの作成にとりかかります。

令和3年度は、5月に市民アンケート調査の実施、1月に調査結果の庁議報告、2月に審議会報告を予定しております。

令和4年度は、7月に計画（素案）を策定、11月に計画（案）を決定し、その後、議会説明、パブリックコメントを経て、1月に計画決定を予定しております。

以上、(仮称)富津市男女共同参画計画の策定に当たりまして、方針を説明させていただきましたが、前半に説明させていただいた資料1の3ページをご覧ください。委員皆様方の審議会での役割につきましては、第9条第2項に「基本計画を策定し、又は変更しようとするときは、市民の意見を反映するように努めるとともに、第16条に規定する富津市男女共同参画審議会の意見を聴くものとする。」とございますように、市の現状や男女共同参画に関する取組に対して、審議等をお願いしたいと存じます。

以上で説明を終わります。

浅倉会長

ただいま、事務局の説明が終わりました。ご質疑・ご意見がございましたら、お願いいたします。

各委員

(質疑等なし)

浅倉会長

ご質疑等ないようですので、議題(2)「(仮称)富津市男女共同参画計画の策定方針について」は終了いたします。

浅倉会長

## 6 その他

本日の議題について全て終了しましたが、その他として、委員の皆様から何かございますか。これまでの内容で聞き漏らしたこと、確認したいことでも構いませんので、ありましたらお願いいたします。

事務局から何かありますか。

事務局

(阿部課長)

今後のスケジュールについて説明させていただきます。

先程、計画策定方針の説明の際にお伝えしましたとおり、次回の審議会は令和4年2月頃の開催を予定しております。また、本審議会で審議する案件等が生じた場合には、随時開催させていただきます。改めて開催のご案内をいたしますので、ご承知おきください。

事務局からは以上です。

浅倉会長	<p>7 閉会</p> <p>以上をもちまして、令和2年度第1回富津市男女共同参画審議会を閉会いたします。円滑な議事進行にご協力をいただき、ありがとうございました。</p>
------	--